第３４回大阪府男女共同参画審議会（議事概要）

参　考　２

開催日時：平成２８年７月４日（月曜日）午前１０時から１１時２０分

場　　所：大阪府立男女参画・青少年センター　3階大会議室

出席委員：赤尾　勝己　　　関西大学文学部教育文化専修教授

伊藤　公雄　　　京都大学大学院文学研究科教授

　　　　　石蔵　文信　　　大阪樟蔭女子大学学芸部健康栄養学科教授

上田　理恵子　　株式会社マザーネット代表/追手門学院大学客員教授

川口　章　　　　同志社大学政策学部教授

渋谷　元宏　　　弁護士

中田　理惠子　　財団法人大阪府人権協会評議員

西田　裕美　 　読売新聞大阪本社編集局編成部次長

山中　京子　 　大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

吉田　勢子　　　日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会副委員長

議事概要：

１　開会　府民文化部次長あいさつ

２　議事

（１）大阪府における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定

に関する基本的な考え方について（諮問）

　　・諮問書の手交

　　・部会の設置、部会委員の選任

　　・現行のＤＶ基本計画（資料１）、今後のスケジュール（資料２）の説明

　　・質疑応答

◎主な意見等（○：委員（敬称略）、●：事務局）

　　〇委　員）次期ＤＶ基本計画では、平成２５（２０１３）年の法改正を盛り込むか？

　　●事務局）法改正は既に盛り込み済。

　　○委　員）だから、「生活の本拠を共にする」云々という言葉があるわけですね。ところで、

　　　　　　性暴力救援センター・大阪（ＳＡＣＨＩＣＯ）ができた時期は２０１２年以降か？

　　　　　　男女プランとの整合性を考慮する必要があるため。

●事務局）未確認だが、少なくとも現行のＤＶ基本計画が策定される以前と思う。

　　　　　　※平成２２（2010）年4月1日から活動開始（団体ＨＰより）

○委　員）診察現場から見ると、会社でストレスを受けた男性が児童虐待やＤＶを起こしている可能性がある。警察に通報しても、釈放されてしまうことがあり、殺人事件に発展した極端な例もある。加害者の精神状態をうまくコントロールしないと殺人などの悲惨な事件につながりかねない。

経験論で言えば、企業（職場）内のストレスが男性のストレスとなり、妻や子どもへのＤＶに向かう場合がある。そういったことを企業に啓発し、心理療法や薬物療法等である程度は対処できるということを示していく。被害者支援は当然大事。しかしながら、加害者をコントロールしないと悲劇は減らないと思う。専門の医療関係者が少ない現状ではあるが、医療的にコントロールできる場合があることをもっと啓発する必要がある。

●事務局）加害者支援については、先日、内閣府から調査研究結果等を踏まえた報告書がまとめられた。その中で、加害者支援について加害者プログラムの効果、法的位置付けや基準等の策定について、言及されているところ、薬物療法は様々な議論があると聞いている。以前、男性相談のマニュアルを作成・配布したが、今月から電話による男性相談を始めるところ。

○委　員）男性相談では、女性からいじめられている男性からの相談が多く、ＤＶ加害者からの相談はあまりこないのではないか。むしろ、有効と思われるのは企業内における研修。ＤＶ加害者自身も自分をコントロールできず、苦しんでいるケースが少なくない。企業内研修を義務化とまでは言わないが、何らかの形で研修を行うようにすれば、変化が出てくるのではないかと思う。

●事務局）企業に対する働きかけの一つとして、心の健康支援の一つとして、今後、その方策等について相談させてもらえればと思う。

○委　員）セクハラは企業研修メニューに組み込まれているが、ＤＶ防止研修はほとんど組み込まれていない。ＤＶ加害により、企業にとって貴重な戦力が失われる可能性があるという面も否めないので、企業内研修というのは貴重な提案と思う。ただ、企業側はピンと来ないかもしれないが。

○委　員）ＤＶの陰にはパワハラがあり、暴力は連鎖すると思う。

○委　員）企業に対する働きかけも重要だが、精神科や心療内科などの医療関係者に、ＤＶ加害者の態度や認知の変容を促進する支援療法や関与方法を知ってもらって、診療の現場にいる医療関係者に、もう一歩、加害者支援に踏み出せるようになるほうが早道かもしれない。

○委　員）医療現場ではなかなか、そのための時間が取れないという現状がある。また、薬の中には元気を出す薬があるが、薬が効きすぎて感情のコントロールできなくなってしまうという場合もある。精神科、心療内科の現場で、ＤＶを意識した診療を行うということが考えられるが、現実的には、なかなかそこまで時間がさけない。医療関係者に対して、啓発したほうが良いことは分かるのだが。

○委　員）現行の基本計画でも医療関係者への周知が盛り込まれている（Ｐ８）。また、法律上、ＤＶを発見した場合は通報することが求められている。この項目を使えば、医療関係者への周知啓発もできないことはないのではないか。

○委　員）内容を膨らませて、例えば、「医療関係者は加害者を支援できる」などはどうか。

○委　員）デートＤＶに対する記述が少ないが、例えば教育機関に対し、デートＤＶに対する啓発もあるのではないか、

○委　員）一応、現行のＤＶ基本計画でもその旨の記述がある（Ｐ９）。ただ、どの程度、現場で実際に、予防啓発ＤＶＤが活用されているのか知りたい。

●事務局）現場で実際にどの程度活用されているのかお示しするのは難しいが、毎年又は２年に１回、啓発用ＤＶＤを作成し、府立高校の校長会等を通じて周知している。全ての学校で周知を行うのは難しいといった声も聞いている。今後も教育委員会等と連携しながら、ＤＶＤの活用について周知していきたい。

○委　員）川口先生から示唆を頂いたが、今では、「デートＤＶ」という言葉自体が既に一般化されているので、「デートＤＶ」とはっきりと書き込んだ方がよい。

●事務局）男女プランの中では「デートＤＶ」という言葉を書き込んでいる。男女プランとの整合性も含めて、詳しくは部会で審議してもらえればと思う。

○委　員）被害者向けへの働きかけについて、この間、様々な取組が進んでいると思うが、今後は加害者側への働きかけも必要。教育現場でも人間関係の築き方とか、暴力に頼らないコミュニケーションの取り方とか、アンガーマネジメントなどできることはあるし、実際にやっている学校もあると思う。その意味でできるところから考えていくことになると思う。

Ｐ９に「エンパワーメント支援事例集」の記述があり、これは早くから作って頂いているものだが、教員間では世代交代が進んでおり、これまで意識的に学習にとりくんでいた世代層が退職に向かいつつある。そこで新たな働きかけが必要と思うし、「支援事例集」の見直しなどを考えて頂けばと思う。

啓発については、ＤＶ自体が人権侵害であり、犯罪にもなるという意識を府民の中に醸成していくことが必要と思う。

　　　　　　ＤＶの相談体制について、警察への相談が、どのよう形で支援センターにつながっているのか。また支援センターの周知度が下がっている理由は何か。

○委　員）内閣府の審議会委員を努めていた時に警察庁の方から聞いた話では、ＤＶ相談件数が低かったころ、ＤＶ相談について全国的に警察官向け研修を行ったとのこと。その後は相談受付件数が増加しており、ＤＶに関する認識の高まりと合わさって、警察への相談件数が増加したのではないか。

警察への相談件数が伸びる中、配偶者暴力支援センターの相談件数が停滞しており、認知度や相談件数が下がっている。例えば、ＳＡＣＨＩＣＯのような愛称を考えてもよいかもしれない。また、設置根拠が売春防止法にあり、府民の印象が薄いことも背景にあるのかもしれない。警察のほうが身近で親しみやすいイメージがあることも関係しているのかもしれない。

　　●事務局）警察の相談体制については、またご報告させて頂く。女性警察官が配置され、性犯罪など相談に乗る体制が整備されてきたことも関係しているのかもしれない。

○委　員）以前に聞いた話では、警察に来た相談は府支援センターを紹介する、あるいはしっかりつなぐようになっているという。ただ、警察での相談数の増加がある一方で、府支援センターの相談件数が示されたデータによると増えていないのは、何故かという疑問はある。警察が受けた相談内容の全てのことを処理できるわけでない。

●事務局）府民意識調査でも、ＤＶの相談先として警察を上げる声が多い。

○委　員）配偶者暴力相談支援センターに分かりやすい名前を付けて一般市民にアピールするのも一案ではないか。しかし、まずはセンター以外で相談を受けたところにキチッとセンターへの相談を繋いてもらうことが大事。

○委　員）やや古い話ではあるが、かつてDV被害案件について警察に相談する際に悩まされたこととして、ＤＶ保護命令で進めるのか、怪我まで負わされているので傷害事件で進めるのか、つまり、担当が生活安全課になるのか、刑事課になるのか、二者択一を迫られることがあった。その後、制度運用が改善されているかもしれないが、そのあたりをもう少し確認して提案したいと思う。本来、保護命令も傷害事件も、両者を切り離して進める話ではなく、同時に進めるべきだろうと思う。

別の話題だが、最近の課題としてよく取り上げられるのがＬＧＢＴの問題である。行政としてどこまで書き込めるかは分からないが、まさに今後のテーマではないかと思う。

○委　員）２００８年に大阪府内で実施した調査では、被差別部落の１／３の女性がＤＶ被害を受けた経験があると回答。その理由として部落出身を口実とするものがあった。相談員の方にそのことも含めて研修をしていただければと思う。被害者の状況に配慮した相談機能の充実の中に同和問題を含むということを入れてほしい。

○委　員）ＤＶ被害にあった方への長期的なフォローアップが必要。ＤＶを受け、離婚すると、一人親家庭となり、自立支援や就労支援の必要が出てくる。また、離婚後の面会交流の場が、子どもにＤＶの現場を想起させる機会となりかねないこともあるので、長期的な視野で被害者をフォローアップする必要がある。また、住まいを変え、転居するケースもあるので近隣府県との連携なども必要。

○委　員）面会交流の問題は重要。２年前に学校まで面会に行った父親が焼身自殺したケースがあった。神戸市では面会交流できる場を整備することを計画に盛り込んでいるが、予算が付いていない。そういったことも視野に入れておかないといけない。神戸市のケースは調べてください。また、加害者更正についての内閣府の見解も聞いておいてください。

（２）おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）について（報告）

以上